

(仮称) まちづくり支援拠点施設整備運営事業  
想定質問回答書

2023年（令和5年）7月4日

※事前に想定する質問事項を回答させて頂いております。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	想定される質問事項	質問の回答
			章	節	項	号			
1.	募集要項	13	第3	1	(2)	6)	電気工事と管工事の実績 ・電気工事及び管工事の実績について、建築一式に含めて実施した実績については、本実績要件の対象外であるか。	公共工事の場合は、基本的にコリンズ登録番号により判断しますが、そちらで確認出来ない場合には、資料（資料（契約書、完成確認書、履行証明書のいずれか1つ）及び図面等規模のわかる書類の写しを提出していただき、審査のうえで判断します。	
2.	募集要項	12	第3	1	(2)	3)	維持管理運営の実績 ・維持管理・運営の実績は、自社もしくはグループ会社で保有する事務所等の維持管理・運営は、本実績要件の対象外であるか。	対象とします。	
3.	募集要項	12	第3	1	(2)	3)	維持管理運営の応募数 ・維持管理・運営業務を行う者は複数者での応募が可能としているが、何社までの応募が可能であるのか。	応募者数の制限はありませんが、必要以上に分担して実施することは、煩雑になる恐れがあることから、認めません。	
4.	募集要項	7	第2	2	(1)	②	自主事業の利益還元 ・自主事業における利益還元方法とは、どのようなイメージであるのか。	自主事業で生じた利益を（仮称）まちづくり支援拠点施設（以下、拠点施設とする）の利用者のサービス向上や周辺エリアの魅力向上に資するように還元することを期待しています。還元方法の在り方は問いませんが、事業者の提案を基に市との協議で決定させていただきます。	
5.	募集要項	3	第2	1	(7)	-	方針 ・「デジタル技術を導入した施設」の中で「他の公共施設とICTで繋ぐことによる、公共施設全体の有効活用や複合的な利用の促進」とは、どのようなイメージであるのか。	・ICT機器を活用したオンライン会議やプレゼンテーション・シンポジウム等の開催ができる施設。 ・他施設を会場としたイベント情報の閲覧の他、中継や双方向での参加ができ、貸室や会議室だけでなくオープンスペースでもモニタリングが出来るなど。	
6.	募集要項	18	第3	2	(9)	-	ヒアリング時間 ・ヒアリングの際のプレゼンテーション時間及び質疑応答時間は決定しているのか。	プレゼンテーション時間は30分間、質疑応答時間を30分間の計1時間の予定です。	
7.	募集要項	20	第3	3	(1)	-	オブザーバーの役割 ・オブザーバーとはどのような役割であるのか。	オブザーバーとは、拠点施設の運営者の立場から事業者のプレゼンテーションを踏まえた評価は実施しませんが、質疑応答には参加させていただきます。	
8.	要求水準書	8	第2	1	(3)	-	解体撤去の役割分担 ・解体撤去する施設の⑦その他のうち、プレハブ（大）とプレハブ（小）、物置、看板、門扉は市の別発注の解体工事で撤去をし、門扉レールは事業者が実施するということが良いか。	ご理解のとおりです。	
9.	要求水準書	9	第2	1	(4)	-	諸室の面積 ・各諸室の部屋数及び面積は、規定値である必要があるのか。	諸室の部屋数及び面積は、参考値であることから、事業者提案を基に市と協議し決定するものとします。	
10.	要求水準書	9	第2	1	(4)	-	拠点施設の配置位置 ・拠点施設の配置は青線の付近に設置することとあるが、敷地境界線に接する必要があるのか。	拠点施設の配置は青線の付近であり、敷地境界線に接する必要はありません。付近とは、事業者の提案に応じるものとしますが、明らかに付近とみなされない場合や他施設の建設の動向によっては、市との協議により配置位置を調整していただく必要があります。	
11.	要求水準書	16	第2	2	(3)	1)	アクセス動線 ・車両の出入口は、事業者により提案できると思われるが、市道手城水呑幹線から将来公園区域となることが想定される区域を車両の出入口としても良いのか。	将来的に五本松公園の再編や余剰地等への施設設置の可能性を考慮し、想定しておりません。	
12.	要求水準書	58	第5	2	(5)	2)	目的外使用料 ・飲食物販等サービス向上事業の目的外使用料の48,000円/年・㎡は仮値であるということであるが、いつ決定するのか。	設置管理条例制定時（2025年（令和7年）12月予定）に、周辺の公共施設等の使用料等を基に決定する予定ですが、事業者提案時点では、福山市総合体育館と同様の使用料（48,000円/年・㎡）としています。	
13.	要求水準書	58	第5	2	(5)	2)	目的外使用料の免除 ・飲食物販等サービス向上事業の目的外使用料は、公共性の高い場合には免除とあるが、公共性の高い場合とは具体的にどのような事業か。	設置管理条例制定時（2025年（令和7年）12月予定）に決定する予定ですが、市が管理するその他の施設を基に設定する予定です。	

14.	選定 基準書	6	第2	6	-	-	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度	・いつ時点までにふくやまワーク・ライフ・バランス認定を受ければ、良いか。	提案書の提出日時時点で既に認定されているか、申請をしていること。
15.	選定 基準書	6	第2	6	-	-	CLTの加点	・(2)設計業務の②機能性の審査の視点で「先進的な工法であるCLT工法を積極的に採用しているか。」とあるが、本項目の満点は何点か。	拠点施設等の配置及び動線計画、意匠性の項目で(20点)、総合的に判断します。 ※20点の内訳については設定していません。
16.	選定 基準書	6	第2	6	-	-	CLTの加点	・(2)設計業務の②機能性の審査の視点で「先進的な工法であるCLT工法を積極的に採用しているか。」とあるが、積極的とは、どのように判断するのか、どの程度のイメージか。	使用範囲、意図、意匠性等をヒアリング時にプレゼンして頂き総合的に判断します。
17.	その他	-	-	-	-	-	解体撤去の 時期	・市で実施する解体撤去はいつ頃完了する予定であるのか。	2024年(令和6年)9月末の予定です。
18.	その他	-	-	-	-	-	解体撤去の 時期の遅延	・市で実施する解体撤去が遅延し、本事業の施工時期等に影響を与え、本事業の供用開始時期が遅れた場合には、どうなるのか。	施設整備契約書(案)の第16条1項をご確認ください。
19.	その他	-	-	-	-	-	現地見学	・本事業対象地や集約される福山市市民参画センター、福山市老人大学には、自由に見学をしても良いのか。	福山市市民参画センター(まちづくりサポートセンター)の現在の運用状況等の確認や見学については、直接、施設にお問い合わせください。 また福山市老人大学については、市高齢者支援課にお問い合わせください。

以上